

第4章 協力貸出・相互貸借の課題

1 ブロックにおける課題

各地区ブロック内における相互貸借の課題について尋ねたところ、「なし」とするブロックがある一方で、経費負担、制度の認識や各県立図書館の取組の拡大などの課題が挙げられた。

主な回答は以下のとおりである。

【経費負担】

- ・ 相互貸借に係る費用は発送館が負担することになっている。蔵書が多く、図書館システムが整っているために貸す一方の館や、逆に借りる一方の館があり、一律発送館が負担するのは公平性に欠ける。
- ・ 送料等の費用が借受館負担となったことにより、ブロック内の相互貸借のメリットがなくなった。
(ブロック外との相互貸借と変わらない)

【制度の認識】

- ・ 相互貸借要領の最終改正から年数が経過したことや担当者の異動により、各図書館への要領の周知が図られない。また、相互貸借制度に対する情報・認識に温度差が出てきている。

【各県立図書館の取組の拡大】

- ・ ブロック内の一部の県立図書館間は協定を締結し、定期配送便を運行させているが、ブロック内すべての県立図書館間に拡げていきたい。

2 都道府県立図書館における課題

都道府県立図書館に協力貸出・相互貸借の課題を尋ねたところ、経費負担と搬送システムの充実(手段、搬送箇所)(第2章4及び5を参照)、相互貸借に関する業務量の増加(第1章1(4)イを参照)とルールの問題(第2章1(7)を参照)等が挙げられた。

主な回答は以下のとおりである。

【経費負担と搬送システムの充実】

- ・ 予算化されていないため、運営費を圧迫している。
- ・ 市町村からは協力車の運行の要望はあるが、県域が広いため、運行経費が多額になることと、費用対効果の面から実施できない状態にある。ただし、協力貸出冊数が増加していることから、搬送予算の増額要求は行っている。
- ・ 市町立図書館の資料費削減により、相互貸借の物流量が年々増加し、送料(県費で負担)の確保が困難になっている。対策は講じていないが、市町立図書館にも送料を一部負担してもらうなどの案も検討すべきとの意見もある。

- ・ 同一自治体に複数の独立館が存在する場合、各館ごとに資料の搬送をしたいが、経費の問題で実現には至っていない。また、県庁、その他県機関に資料を定期的に届ける手段の確保が求められている。
- ・ 県内市町村だけでなく、大学等の他機関との連携を進めていくなかで、搬送システムの充実が望まれるが、経費等の面から思うようにいかないのが現状である。

【業務量の増加とルールの問題】

- ・ 借りる一方、または貸す一方の図書館が固定化してきている。特定の図書館に依頼しないようお願いはしている。
- ・ 利便性が高まったのはいいが、利用者が増加するにつれ、返却期限を守らないなどのルール違反も起きている。他館から取り寄せる場合は、より明確なルール付けをする為に内規の整備を予定している。
- ・ 相互貸借のルールが徹底されていない。（地区内の所蔵の有無を確認せずに国会図書館の総合目録の検索のみで安易に依頼してくる県外市町村図書館がある。）

3 市区町村立図書館における課題

2と同じ内容を市区町村立図書館にも尋ねたところ、現状維持を望む意見の一方で、都道府県立図書館と同じように経費負担（特に利用者負担。利用者負担の現状及び望ましいと考える経費負担のあり方は第2章5を参照）、業務量の増加のほか、協力貸出・相互貸借のための体制等や制度の在り方等、幅広い回答がみられた。

主な回答は以下のとおりである。

【経費負担】

- ・ 今年度から、借受にかかる搬送料については、利用者が全額負担と変更した。
- ・ 郵送料まで税金で負担する必要はなく、搬送にかかった実費については利用者負担とすべき。ただし、県立図書館が市町の図書館を応援するため、郵送料を全額負担してくれるなら、相互貸借の活性化も良いことだと思う。
- ・ 搬送経費について、利用者負担にすることなく、図書館が経費に左右されずに相互貸借を行うことが望ましいが、現実問題として予算措置が難しい。
- ・ 経費負担を利用者に求めないこと。資料購入と同じく、各館で予算化して対応することが必要だと思われる。

【業務量の増加】

- ・ 資料の貸出、借受の冊数が増加傾向にあるため、相互貸借業務の手続きの簡略化が課題となっている。
- ・ 相互貸借は便利だが、その反面どうしても蔵書数の多い図書館に依頼が集中してしまい、貸出館側の意欲低下、ひいては貸出辞退などに発展するのではないかと危惧する点が多いと思われる。借受館側の意識の持ちようが重要。

- 資料費の削減が進んでいる中、今や協力貸出、相互貸借業務は、利用者の望む資料を提供する上で不可欠なサービスとなっている。しかし一方でそれに対するコストや業務時間の面では、拠点図書館をはじめ各館の負担が増えつつある。今後は必要な図書を提供しつつも、電子メールを活用するなど、増加する当業務の効率化をすすめ、負担を軽減する工夫がより一層必要なのではないか。

【協力貸出・相互貸借のための体制等】

- 利用者に、各都道府県立図書館が主催している横断検索などがかなり浸透してきたため、相互貸借に頼らざるを得ない件数は増加している。貸出できるものは積極的に提供を行い、経費削減されている中、協力し合っていきたい。
- 資料の物流を考えることは当然重要である。一方で、各公立図書館で日常行われている除籍による資料の散逸を防ぐことも重要だと思う。“各都道府県内最後の1冊は保持する”システムを構築することが、ひいては相互貸借・図書館間ネットワークを活性化することに繋がっていくことになると思う。
- まずは、各都道府県内できちんと資料調達ができる体制作りを。購入可能など、比較的容易に入手できる資料の県外からの依頼がしばしば見受けられる。バックアップ館である都道府県立図書館の方で、市町立からの要求に応えられるだけの資料費をきちんと確保してほしい。

【協力貸出・相互貸借制度の在り方】

- 資料費がつかなくなっている現状で、協力貸出、相互貸借は各図書館にとって有効な手段となっているが、安易に頼りすぎてはいけないと思われる。円滑な運営には明確なルールが必要であると考え
- 必要な資料を入手する方法が図書館を含め多様化している中、図書館が利用者の要求にどこまで応えるべきか、またその方法として相互貸借をどこまで実施すべきか、各図書館の規模や方針によって異なる。それを踏まえた相互貸借のあり方を協議していくべき。当市の現状は、膨大なリクエストに対処しきれず、購入と借受が円滑に運営できずにいる。一方、貸出は制限を設けた上で、県内図書館をはじめ全国からの要望に応じているため、送料負担が大きく、地域市民にとっては不利益となっている。
- 本来の相互貸借制度は図書館間の平等互惠精神を前提としているはずだが、制度本来の意味を曲解し、相互貸借制度を前提として資料費確保・蔵書構築等の努力を怠っている自治体や公立図書館がみられる。
- 図書館としては、協力貸出・相互貸借を重要な事業に位置づけ、予算編成を行っている。一つの図書館では資料提供に限界があるため、県内のみならず、県外図書館とも連携が必須だからである。しかし、財政難のため予算が減額されており、利用者負担も検討しなければいけない時期が来るであろう。他の図書館の状況を踏まえ、その課題を検討しなければならない。もし、経費の方法を変更し、対策を講じる前には、図書館利用者に周知する期間を設けなければいけないと考えている。